動物実験に関する自己点検・評価報告書

旭川医科大学

2021年6月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

- 1) 評価結果
 - 基本指針に適合する機関内規程を定めている。
 - □ 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 機関内規程を定めていない。
- 2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号) 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議)

に基づき、機関内規程が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

2. 動物実験委員会

- 1) 評価結果
 - 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。
 - □ 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 動物実験委員会を設置していない。
- 2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定) 「旭川医科大学動物実験委員会規程」(平成 16 年旭医大達第 110 号)

「旭川医科大学動物実験委員会名簿」(令和2年度)

- 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 動物実験委員会が規程に則り設置されており、適正に運営されている。
- 4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし。

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- □ 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- □ 動物実験の実施体制を定めていない。
- 2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

上記の「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」及び「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」に基づき、動物実験計画の立案・審査・承認、飼養保管施設並びに実験室の設置申請、成果報告等の実施体制が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし

- 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制
- 1) 評価結果
 - 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
 - □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
 - □ 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
- 2) 自己点検の対象とした資料

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

(平成 15 年法律第 97 号)

「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(平成16年旭医大達第34号)

「旭川医科大学病原体等安全管理規程」(平成27年旭医大達第11号)

「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理細則」(平成16年4月1日 学長裁定)

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成19年旭医大達第15号)

「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成19年12月20日 学長裁定)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

上記の規程、細則、要項に基づき、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が適正 に定められ、実施されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

- 5. 実験動物の飼養保管の体制
- 1) 評価結果
 - 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。

	□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
	□ 多くの改善すべき問題がある。
2)	自己点検の対象とした資料
	「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号)
	「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)
3)	評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
	管理者並びに実験動物管理者が置かれ、機関内における実験動物の飼養保管施設の全てが掌握
	されている。
4)	改善の方針、達成予定時期
	現在のところ、特になし。

6. その他(動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

特になし。

Ⅱ. 実施状況

1. 動物実験委員会

- 1) 評価結果
 - 基本指針に適合し、適正に機能している。
 - □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 多くの改善すべき問題がある。
- 2) 自己点検の対象とした資料

動物実験委員会の開催日時および審議内容記録

動物実験計画申請書・承認書

飼養保管施設設置申請·承認書

実験室設置申請 • 承認書

教育訓練の実施期間、教育内容、受講者数の記録

- 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) 動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしており、改善すべき点や問題はない。
- 4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし。

2. 動物実験の実施状況

- 1) 評価結果
 - 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。

	□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
	□ 多くの改善すべき問題がある。
2)	自己点検の対象とした資料
	動物実験責任者が提出した動物実験計画申請書・承認書
	動物実験委員会の審査、学長の承認
	動物実験責任者が提出した動物実験成果報告書
3)	評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
	動物実験計画の立案、審査、承認、成果報告が実施されている。
4)	改善の方針、達成予定時期
	現在のところ、特になし。
3.	安全管理に注意を要する動物実験の実施状況
1)	評価結果
	■ 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
	□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
	□ 多くの改善すべき問題がある。
	□ 該当する動物実験を行っていない。
2)	自己点検の対象とした資料
	動物実験計画申請書・承認書
3)	評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
	安全管理を要する動物実験は適正に実施されている。
4)	改善の方針、達成予定時期
	現在のところ、特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

- 1) 評価結果
 - 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
 - □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 多くの改善すべき問題がある。
- 2) 自己点検の対象とした資料

教育訓練の中で各種実験動物の飼養保管について講習を実施している。さらに、動物実験技術支援部門のホームページにおいて、各種実験動物ごとの飼養保管マニュアル(一部の動物については飼育管理方法)を作成し、微生物モニタリングの結果と合わせて公開している。実験動物管理者の活動は適切であり、各種実験動物の飼養保管は適正に実施されている。

また、新しく施設の利用を開始する者を対象にした利用ガイダンスをエリア毎に実施している。

- 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) 実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書が提出されている。
- 4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし。
- 5. 施設等の維持管理の状況
- 1) 評価結果
 - 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
 - □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 多くの改善すべき問題がある。
- 2) 自己点検の対象とした資料

修理等の必要な施設や設備の改善計画

施設建物:施設整備費要求書(改修工事)

施設設備:旭川医科大学キャンパスマスタープラン及び概算要求書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

施設等の維持管理は、飼養保管施設設置申請・承認書と実験室設置申請・承認書に基づき適正な維持管理がなされている。本機関における動物実験の中枢である共同利用施設としての動物実験技術支援部門は、平成30年度に動物実験施設の増築工事が完了し、平成30年度末よりAsahidake棟(通称A棟)のSPF運用を開始した。旧棟(Kurodake棟、通称K棟)についても改修工事が令和元年度末に完了し、令和2年度から運用を開始した。

学内のマウスおよびラットの飼養保管設備を A 棟および K 棟に集約し、各講座が管理する飼養保管室は全て廃止した。このことにより利便性および衛生管理と安全性が高まり、動物の愛護と福祉に一層配慮した運用が可能となった。

令和2年度には特定化学物質投与に対応したドラフトを併設した飼養保管室を設置し、実験 従事者および周辺環境の安全性が向上した。

講座が管理する飼養保管室はウズラを対象にした1室が令和2年度に新たに承認され、運用 を開始した。

ブタ·ヤギ・ウズラについては農林水産省が定める「飼養衛生管理基準」改定に伴い上川家畜 衛生検査所および旭川市保健所の現地確認を受け、新基準に適合していることを確認した。

動物種毎に法令で定められた処置(狂犬病ワクチン接種:イヌ)および報告書(家畜伝染病 予防法に基づく定期報告書:ブタ、ヤギ、ウズラ)(特定外来生物による生態系等に係る被害 防止に関する法律に基づく飼養数量の増減報告:カニクイザル)の提出を適切に実施している。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

6. 教育訓練の実施状況

1)	評価結果
	■ 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
	□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
	□ 多くの改善すべき問題がある。
2)	自己点検の対象とした資料
	(1) 教育訓練実施記録
	(2) 教育訓練受講済登録申請書
3)	評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
	教育訓練は適正に実施されている。
4)	改善の方針、達成予定時期
	現在のところ、特になし。
7	白己占給•越価 情報小閱

7.目己点検・評価、情報公開

- 1) 評価結果
 - 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
 - □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 多くの改善すべき問題がある。
- 2) 自己点検の対象とした資料

ホームページ等で順次情報公開を実施している。

- 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) 特になし。
- 4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

令和2年度の実績について

- 1. 教育訓練の実施と受講者数
 - (1) 動物実験実施者又は飼養者を対象とした e-learning による教育訓練(新規・更新) 実施期間:令和2年4月24日~令和3年4月13日
 - (2) 講習回数(対面による講習会方式) 2回
 - (3) 受講者数 225 人 (内新規 61 人)
- 2. 動物実験実施者、飼養者の新規登録人数 動物実験実施者及び飼養者の登録 61人

- 3. 実験室及び飼養保管施設の設置状況
 - (1) 実験室 23 部局 53 室
 - (2) 飼養保管施設 5部局 30室
- 4. 動物実験計画申請・承認書の提出・審査

38 部局 212 件 (※新規・更新・変更申請の承認分)

5. 第18回旭川医科大学実験動物慰霊式の実施

日時: 令和2年9月25日(金)15:00~

場所:実験実習機器センンター3階 カンファレンスルーム

- 6. 実験動物の使用数及び飼養保管状況
 - (1) 使用数 マウス 12,835 匹、ラット 1,577 匹、Cハムスター 0 匹、Gハムスター 0 匹、スナネズミ 0 匹、モルモット 0 匹、ウサギ 0 兎、サル 0 頭、ネコ 14 匹、イヌ 1 頭、ブタ 34 頭、ヤギ 3 頭、ウズラ 8 羽
 - (2) 年度末(令和3年3月31日現在)の飼養保管数

(※ マウス、ラットについては、講座及び施設間の移動数を含む。)

- 7. 動物実験成果報告
 - (1) 提出者 38 部局 153 件
 - (2) 論文 52 件
 - (3) 著書等 1件
 - (4) 学会発表 41件
 - (5) 特許 0件
 - (6) 教育実習・講演・研究費獲得・学位取得等 21件